

平成 22年ワ1才24531号 損害賠償請求事件,

原告. 大高正二.

被告. 千葉県.

上 申 書.

2010年12月25日.

東京地方裁判所民事37部合A係御中.

原告. 大高 正 

当裁判は12月8日で結審したと通知されました。本が12月8日の
判決に出廷出来なかった事は、貴所への東京拘置所からの
電話連絡でその理由が、やむを得ない事情である事を、裁
判所は認識に届く事と思っております。12月8日に行われた
中山智宏氏の証人尋問は大変重要なおのと思っておりますが、そ
の証言は嘘疑に溢れています。真実を見極め、公平、公正
な裁判の爲にも審理を継続に下さる事を切望に居ります。
以上、上申致します。中山証人の嘘疑の証言については別紙
陳述書(甲7号証)に記します。

